

# 広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務公募型プロポーザル手続開始の公示

平成29年2月15日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務（以下「本業務」という。）

### (2) 契約期間

契約締結の日から平成33年9月30日まで

### (3) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

## 2 参加資格

公示日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度において、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が建築関係建設コンサルタントの「建築一般」で認定されている者、又は広島市以外の地方公共団体において同様の競争入札参加資格を有する者であつて、営業停止処分又はそれぞれの地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 平成13年4月1日以降に、病院の整備（300床以上の病院の新築又は診療棟を含む300床以上の病棟建替に限る。）において、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、工事段階のいずれかの段階についてのコンストラクション・マネジメント業務を、元請として受託し、業務を完了した実績を有する者であること。
- (5) 認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者）が2名以上所属していること。
- (6) 一級建築士の資格を有する者が2名以上所属していること。

- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (8) 広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務の受託者（内藤・シグマ設計共同企業体、代表者：㈱内藤建築事務所、構成員：(有)シグマ建築事務所）又は当該受託者と以下の資本金又は人事面において関連のある者でないこと。

〔資本金又は人事面において関連のある者〕

「資本金において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。3 (2)において同じ。

### 3 参加資格の取消し及び本業務の受注者等の本事業に係る建設工事の請負の制限

- (1) 公示日から受託候補者の選定日までの間において、都道府県及び地方公共団体の競争入札参加資格の停止措置を受けた場合は、参加資格を取り消すものとし、受託候補者として選定された者にあっても同様とする。
- (2) 本業務の受注者及び協力を受ける他の事業者（資本金又は人事面において関連のある者を含む。）は、本事業に係る建設工事の入札に参加し、又は当該工事等を請け負うことができない。

### 4 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領及び提出書類の様式等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない書類を含む。）は次により配布する。

#### (1) 配布期間

公示日から平成 29 年 3 月 1 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

#### (2) 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 1 号（安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局安佐市民病院整備室（以下「安佐市民病院整備室」という。）

TEL 082-815-6792

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

### 5 参加申込受付

- (1) 申込期間

公示日から平成29年3月1日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記4（2）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 6 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成29年2月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記4（2）に同じ。

ウ 提出方法

電子メール（Word形式）で提出すること。なお、送信後到達を電話確認すること。また、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者全員に直接回答するほか、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書を提出した日から平成29年3月8日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記4（2）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

## 8 企画提案に対する審査

「プロポーザル実施要領」のとおり。

## 9 受託候補者の選定

「プロポーザル実施要領」のとおり。

## 10 契約の締結

受託候補者は、本プロポーザルにおける最優秀者とし、随意契約により契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおける最優秀者との随意契約が不調となった場合は、本プロポーザルにおける次点者と交渉とする。